

○狭山市水道事業給水条例

平成10年3月30日

条例第3号

改正 平成11年12月27日条例第59号 平成12年3月31日条例第28号

平成13年3月16日条例第5号 平成14年12月25日条例第38号

平成15年12月25日条例第33号 平成22年12月24日条例第28号

平成25年12月19日条例第37号 平成31年3月20日条例第11号

令和元年9月30日条例第17号

狭山市水道事業給水条例（昭和33年条例第17号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第11条）

第3章 給水（第12条—第21条）

第4章 貯水槽水道（第21条の2・第21条の3）

第5章 料金及び手数料（第22条—第29条）

第6章 管理（第30条—第33条）

第7章 補則（第34条—第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、狭山市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）給水装置 需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う市長

(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。

(一部改正〔平成13年条例5号・22年28号〕)

(給水装置の種類)

第3条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- (4) 臨時給水装置 工事その他の理由により一時的に使用するもの

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第4条 給水装置工事をしようとする者は、管理者が別に定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申込みにあたり管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(水道利用加入金)

第5条 給水装置(臨時給水装置を除く。)の新設又は改造(水道メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)の工事の申込みをしようとする者は、当該工事の申込みの際に水道メーターの口径に応じ、別表第1に規定する金額に100分の110を乗じて得た額を水道利用加入金(以下「加入金」という。)として納付しなければならない。ただし、改造工事をする場合の加入金の額は、改造工事前の水道メーターの口径に係る加入金の額と改造工事後の水道メーターの口径に係る加入金の額との差額とする。

2 既納の加入金は、還付しない。ただし、前項の工事の申込みの取消し、設計の変更等管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 管理者は、公共事業により建物を移転する場合で必要と認めるときは、加入金を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔平成11年条例59号・25年37号・31年11号〕)

(給水装置工事の費用負担)

第6条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事の申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。

2 給水装置工事に伴い、給水管及び配水管を公道下に施設した場合においては、当該給水管及び配水管の所有権は、市に帰属するものとする。

(一部改正〔平成15年条例33号〕)

(給水装置工事の施工)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施工する。

2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるよう必要と認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施工する給水装置工事の工事費(以下「工事費」という。)は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 設計費

(2) 材料費

(3) 運搬費

(4) 労力費

(5) 道路復旧費

(6) 工事監督費

(7) 間接経費

2 前項各号に規定するもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定するもののほか、工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第10条 前条第1項の給水装置工事の申込者は、設計によって算出した概算工事費を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により予納された概算工事費は、給水装置工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由により、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施工することができる。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が別に定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込まなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者が必要と認めるときは、管理者は、この条例に規定する事項を処理させるため、給水装置の所有者に対し、市内に居住する代理人を選定させることができる。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第16条 水道メーターは、管理者が給水装置に設置する。この場合において、水道メーターの位置は、管理者が定める。

2 給水量は、水道メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(水道メーターの貸与)

第17条 前条第1項の規定により管理者が設置した水道メーターは、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 水道利用者等は、善良な保管者の注意をもって水道メーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等が、前項に規定する管理義務を怠ったために水道メーターを亡失し、又は損傷した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第18条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用を中止するとき。
- (2) 別表第2に規定する用途（以下「用途」という。）を変更するとき。
- (3) 2種類の用途に使用するとき。
- (4) 私設消火栓を消防演習用に使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道利用者等又は代理人に変更があったとき。
- (2) 水道利用者等又は代理人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (3) 水道を消防用として使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防用又は消防演習用のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習用に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理義務)

第20条 水道使用者等は、善良な保管者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、当該検査の請求者からその実費額を徴収する。

#### 第4章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第21条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(追加〔平成14年条例38号〕)

(設置者の責務)

第21条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなけれ

ばならない。

(追加〔平成14年条例38号〕)

## 第5章 料金及び手数料

(料金)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者又は管理人から徴収する。

2 料金は、2月当たり基本料金と従量料金とを合算した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 基本料金は水道メーターの口径に応じ別表第2に規定する額とし、従量料金は用途及び次条に規定する使用水量に応じ同表の規定により算出した額とする。

(一部改正〔平成25年条例37号・31年11号〕)

(使用水量の計量)

第23条 管理者は、隔月の検針日(料金の算定の基準日として管理者が定めた日という。以下同じ。)に水道メーターの検針を行い、給水量を計量する。

2 前項の規定により計量した給水量は、当該検針日の属する月分及びその前月分の使用水量とする。

3 管理者は、やむを得ない理由があるときは、検針日以外の日に水道メーターの検針を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量又は用途を認定する。

(1) 水道メーターに異常があったとき。

(2) 2種類の用途に使用するとき。

(3) その他使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金)

第25条 検針日の翌日から次の検針日までの中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金は、次に定めるところによる。

(1) 水道の使用日数が30日以内のときの料金は、基本料金の2分の1の額と当該使用日数の使用水量の従量料金とを合算した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てる。

(2) 水道の使用日数が30日を超えるとときの料金は、基本料金と当該使用日数の使用水量の従量料金を合算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 検針日の翌日から次の検針日までの中途において用途又は水道メーターの口径に変更があった場合の料金は、使用日数の多い用途又は水道メーターの口径により算出した額とする。

(一部改正〔平成25年条例37号・31年11号〕)

(臨時使用の場合の概算料金の予納)

第26条 臨時給水装置によって水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際に管理者が別に定める概算料金を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により予納された概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、納入通知書又は口座振替により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第28条 管理者は、別表第3に規定する手数料を申込者から申込みの際に徴収する。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(料金及び手数料の減額又は免除)

第29条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金及び手数料を減額し、又は免除することができる。

## 第6章 管理

(給水装置の検査等)

第30条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、修繕その他必要な措置を指示することができる。

2 管理者は、水道使用者等が前項の規定による指示に従わない場合で必要と認めるときは、当該水道使用者等に代わって、同項の措置をすることができる。

3 前2項の措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。



(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 管理者は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準（以下この条において「基準」という。）に適合していないときは、給水契約の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が基準に適合しなくなったときは、基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。

2 管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(一部改正〔平成14年条例38号・令和元年17号〕)

(給水の停止)

第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道利用者等が、第22条第2項若しくは第25条第1項の料金又は第28条第1項の手数料を期限内に納入しないとき。

(2) 水道利用者等が、正当な理由がなく第23条の使用水量の計量又は第30条第1項の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 水道利用者等が、給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が90日以上所在不明で、かつ、水道の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

## 第7章 補則

(規程への委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(罰則)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料

を科する。

(1) 第4条第1項の承認を受けないで、給水装置工事をした者

(2) 正当な理由がなくて、第16条第1項の水道メーターの設置、第23条の使用水量の計量、第30条第1項の検査又は第32条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第22条第2項若しくは第25条第1項の料金又は第28条第1項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正行為をした者

第36条 市長は、詐欺その他不正行為によって第22条第2項若しくは第25条第1項の料金又は第28条第1項の手数料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（一部改正〔平成12年条例28号〕）

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際改正前の狭山市水道事業給水条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成11年12月27日条例第59号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の狭山市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給水装置の新設又は改造の工事の申込みをした者について適用し、施行日前に給水装置の新設又は改造の工事の申込みをした者については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第2の規定は、平成12年5月1日以後の水道メーターの検針に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、同日前の水道メーターの検針に係る料金については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して水道を使用している者の平成12年5月1日から同年5月31日までの間の水道メーターの検針に係る料金については、改正後の条例の規定による料金（以下「新料金」という。）の額から改正前の狭山市水道事業給水条例の規定による料金の額を差し引いた額の2分の1の額

(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額)を新料金の額から差し引いた額とする。

附 則 (平成12年3月31日条例第28号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年3月16日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年12月25日条例第38号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第31条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年12月25日条例第33号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の給水装置工事の申込みについて適用し、同日前の給水装置工事の申込みについては、なお従前の例による。

附 則 (平成22年12月24日条例第28号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月19日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定(同条第1項各号の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給水装置の新設又は改造の工事の申込みをした者について適用し、施行日前に給水装置の新設又は改造の工事の申込みをした者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第22条第2項及び第25条第1項各号の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に水道料金(以下「料金」という。)の支払を受ける権利が確定するものに係る

料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成31年3月20日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の狭山市水道事業給水条例（次項において「改正後の条例」という。）第5条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給水装置の新設又は改造の工事の申込みをした者について適用し、施行日前に給水装置の新設又は改造の工事の申込みをした者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第22条第2項及び第25条第1項各号の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金（以下「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 5 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年9月30日条例第17号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

（一部改正〔平成11年条例59号〕）

水道メーターの口径	金額（1給水装置につき）
13ミリメートル	100,000円
20ミリメートル	220,000円
25ミリメートル	360,000円
30ミリメートル	540,000円
40ミリメートル	1,020,000円
50ミリメートル	1,830,000円
75ミリメートル	4,780,000円
100ミリメートル	8,800,000円
150ミリメートル	15,500,000円
200ミリメートル 以上	水道メーターの口径の断面積及び流量を基礎として管理者 が定める額

別表第2（第18条、第22条関係）

（全部改正〔平成11年条例59号〕）

料金 用途	基本料金		従量料金	
	水道メーターの 口径	金額 (2月当 たり)	使用水量	金額 [1立方メー トルにつき]
一般用	13ミリメー トル	900円	20立方メートルまで の分	45円
	20ミリメー トル	1,200円	20立方メートルを超 え40立方メートルま での分	115円
	25ミリメー トル	1,800円	40立方メートルを超 え60立方メートルま での分	170円

	30ミリメートル	4,800円	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	215円
	40ミリメートル	7,600円	100立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	270円
	50ミリメートル	22,000円	1,000立方メートルを超える分	320円
	75ミリメートル	38,000円		
	100ミリメートル	55,000円		
	150ミリメートル以上	管理者が定める額		
公衆浴場用			1立方メートルにつき130円	
臨時用			1立方メートルにつき380円	

備考

- この表において「一般用」とは、「公衆浴場用」及び「臨時用」以外に使用するものをいう。
- この表において「公衆浴場用」とは、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定が適用される公衆浴場において使用するものをいう。
- この表において「臨時用」とは、一般家庭、工事現場等において臨時に使用するものをいう。

別表第3（第28条関係）

（一部改正〔令和元年条例17号〕）

名称	水道メーターの口径	単位	金額
第7条第2項の設計審査手数料	25ミリメートルまで	1件につき	2,500円

	30ミリメートル 及び40ミリメー トル	1件につき	4,000円
	50ミリメートル 以上	1件につき	6,500円
第7条第2項の工事検 査手数料	25ミリメートル まで	1件につき	10,000円
	30ミリメートル 及び40ミリメー トル	1件につき	15,000円
	50ミリメートル 以上	1件につき	25,000円
第31条第2項ただし 書の確認手数料	25ミリメートル まで	1件につき	12,500円
	30ミリメートル 及び40ミリメー トル	1件につき	19,000円
	50ミリメートル 以上	1件につき	31,500円
指定給水装置工事事業 者指定手数料		1件につき	10,000円
指定給水装置工事事業 者指定更新手数料		1件につき	10,000円
各種証明手数料		1件につき	300円